

令和 9 年 度

静 岡 市 立 の 高 等 学 校
入 学 者 選 抜 実 施 要 領

静岡市教育委員会

目 次

令和 9 年度静岡市立の高等学校入学者選抜実施要領

選抜の基本方針	1
《全日制の課程》	
I 一般選抜	1
第 1 募集定員及び選抜枠	1
1 学校裁量枠	
2 共通枠	
第 2 志願方法	1
1 志願資格	
2 志願することができる学校・学科及び区域	
3 受付期間	
4 志願の手続等	
5 志願区域外からの志願	
第 3 志願変更	4
1 志願変更の受付期間	
2 志願変更の手続等	
3 入学検定料	
第 4 一家転住等による志願変更の特例	5
1 志願変更の特例	
2 要件	
3 受付期間	
4 手続	
第 5 調査書	5
1 調査書の作成等	
2 その他	
第 6 学力検査	6
1 学力検査対象者	
2 学力検査会場	
3 学力検査の実施期日及び問題等	
第 7 面接、学校独自選抜資料及び健康診断	6
1 面接	
2 学校独自選抜資料（実技検査）	
3 健康診断	

第 8	追検査	7
1	実施する選抜資料	
2	受検資格	
3	受検手続	
4	検査会場	
5	実施期日	
第 9	選抜	7
1	選抜委員会	
2	選抜手順	
3	傾斜配点	
4	第 2 志望の選抜	
第10	合格者の発表	7
1	発表期日	
2	合格通知書の交付	
第11	一家転住等による入学変更の特例	8
1	入学変更の特例	
2	要件	
3	受付期間	
4	手続	
Ⅱ	特別選抜	8
第 1	実施校・学科及び募集定員	8
第 2	志願方法	8
1	志願資格	
2	志願することができる区域	
3	受付期間	
4	志願の手続等	
5	志願区域外からの志願	
第 3	志願変更	9
第 4	一家転住等による志願変更の特例	9
第 5	調査書	9
第 6	学力検査	9
第 7	面接及び健康診断	9
第 8	追検査	9
第 9	選抜	9
1	選抜委員会	
2	選抜手順	

第10	合格者の発表	9
1	発表期日	
2	合格通知書の交付	
第11	一家転住等による入学変更の特例	9
第12	その他	9
Ⅲ	再募集	10
第1	実施校・学科及び募集定員	10
第2	志願方法	10
1	志願資格	
2	志願することができる学校・学科及び区域	
3	受付期間	
4	志願の手続等	
5	志願区域外からの志願	
第3	面接、作文及び小論文等	10
1	対象者等	
2	実施会場	
3	実施期日及び内容等	
第4	選抜	11
1	選抜委員会	
2	選抜手順	
第5	合格者の発表	11
1	発表期日	
2	合格通知書の交付	
第6	その他	11
Ⅳ	その他	11
第1	障害等のある志願者に対する配慮	11
第2	気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置・	12
第3	入学者選抜に係る情報の提供及び開示	12
第4	その他	12
第5	照会先	12

各種様式等

I	各種様式	(注) 様式第1号から第4号は静岡市教育委員会が交付する	
	様式第1号	入学願書	13
	様式第2号	静岡市高等学校入学検定料納付証明書貼付用紙等	14
	様式第3号	入学願書(再募集)	15
	様式第4号	静岡市高等学校入学検定料納付証明書貼付用紙(再募集用)等	16
	様式第5号	志願資格確認依頼書	17
	様式第6号	合格通知書	18
II	付属資料		
	付属資料1	学校裁量枠において重視する観点及び選抜方法の概要等	19
	付属資料2	再募集における作文又は小論文の実施	19
	付属資料3	静岡市立の高等学校における入学者選抜資料の開示等に関する 事務取扱要綱	20
	付属資料4	令和9年度静岡市立の高等学校入学者選抜関係日程	21

選抜の基本方針

令和9年度静岡市立の高等学校入学者選抜は、この実施要領に定めるもののほか、この要領が定めていないものについては、令和9年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領（以下「県の入学者選抜実施要領」という。）に定めるところにより実施する。

各高等学校長は、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定し、合格者を決定する。

《全日制の課程》

I 一般選抜

第1 募集定員及び選抜枠

一般選抜の中に、選抜方法の異なる2つの選抜枠として、学校裁量枠と共通枠を置く。

1 学校裁量枠

設定校・学科、選抜割合及び選抜において重視する観点

(1) 設定校・学科及び選抜割合

学校裁量枠の設定校・学科及び別に公示する募集定員に対する学校裁量枠の選抜割合は、各高等学校の意向を踏まえて、市教育委員会が定める。（付属資料1参照）

なお、選抜割合は、50%を上限とし、複数の選抜方法を用いる場合には、選抜方法ごとに選抜割合を示した選抜段階を定める。各選抜段階における選抜対象者は、一般選抜受検者全員（「中学校における学習」を除く。）とすることも、希望者とすることもできる。

(2) 選抜において重視する観点

学校裁量枠の設定校は、選抜において重視する観点を定める。（付属資料1参照）

2 共通枠

共通枠において合格者とする人数は、別に公示する募集定員から学校裁量枠の選抜及び特別選抜における合格者数を除いた人数とする。

第2 志願方法

1 志願資格

入学を志願することができる者（以下「志願者」という。）は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者とする。

(1) 令和9年3月に中学校又はこれに準じる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者

(2) 中学校を卒業した者（以下「中学校卒業者」という。）

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

なお、学校教育法施行規則第95条第5号の規定により、志願資格の確認を求める場合は、事前に志願しようとする高等学校の校長に問い合わせ、その指示を受けること。

2 志願することができる学校・学科及び区域

(1) 志願することができる学校・学科

ア 志願者は、1学校の1学科についてのみ志願することができる。ただし、学科が2以上ある学校に志願する場合は、志望順位を付して、学科を併願することができる。なお、学校裁量枠

においては、第1志望の学科についてのみ選抜の対象となる。

併願することができる学校及び学科の数等は、次のとおりとする。

学校名	併願できる学科数	学科の併願における選抜方法
静岡市立	第2志望まで	共通枠第1段階で扱う
清水桜が丘	第2志望まで	共通枠第3段階で扱う

イ 志願者は、特別選抜と併願することはできない。

(2) 志願することができる区域（以下「志願区域」という。）

原則として、その保護者の住所が静岡県内にあるものとする。

3 受付期間

志願の受付期間は、次のとおりとする。

令和9年2月16日（火）から令和9年2月18日（木）正午まで

4 志願の手続等

志願の手続は、静岡県公立高等学校入学者選抜Web出願システム（以下「Web出願システム」という。）を通じて行う。

(1) 志願者による手続

ア 中学校卒業見込みの者

志願者は、次の情報を、在学する中学校長（特別支援学校の校長を含む。以下同じ。）を経由して志願先高等学校長に提出する。

① 原則として、入学願書（様式第1号）に示す項目

② 入学検定料 2,200円

入学検定料は、Web出願システム上の案内に従って納入する。

なお、納入した入学検定料については、入学願書提出後は返却しない。

③ 実技検査等に関する事前調査項目（志願先高等学校が提出を求めている場合）

イ 中学校卒業者

志願者は、次の情報を、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。ただし、高等学校を入学年度の1月1日以降に退学（第2学年以上の退学を含む。）した者は、退学した高等学校の校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

① 原則として、入学願書（様式第1号）に示す項目

② 入学検定料 2,200円

入学検定料は、Web出願システム上の案内に従って納入する。

なお、納入した入学検定料については、入学願書提出後は返却しない。

③ 本人の写真1枚

上半身正面脱帽、無背景、無加工で、令和9年1月1日以降に撮影したもの。

④ 実技検査等に関する事前調査項目（志願先高等学校が提出を求めている場合）

なお、令和3年3月以前に中学校を卒業した者は、志願先高等学校に問い合わせ、その指示を受けること。

ウ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

上記イに準じる。

エ 欠席等の状況について説明することを希望する者

上記ア、イ又はウの者において、欠席日数及び教育支援センター等への通所等により出席扱いとなっている日数の合計が、第3学年で概ね30日以上又は3年間で概ね90日以上のもので、欠席等の状況について説明することを希望する志願者は、自己申告書（県の入学者選抜実施要領

に定める様式（以下「県の様式」という。））を提出することができる。

自己申告書は志願者本人が作成し、Web 出願システムに登録する。

(2) 中学校長又は退学した高等学校の校長（以下「中学校長等」という。）による手続

ア 中学校卒業見込みの者又は中学校卒業者（下記イ以外の者）の場合

中学校長は、志願者から提出された上記(1)の情報のほか、次の情報を志願先高等学校長に提出する。

調査書（県の様式）に示す項目

イ 高等学校在学者又は高等学校中途退学者の場合

高等学校在学者は、現に在学する高等学校を退学して出願しなければならない。

(7) 高等学校を入学年度の12月31日以前に退学して出願する場合

出身中学校長は、志願者から提出された上記(1)のイの情報のほか、次の情報を志願先高等学校長に提出する。

調査書（県の様式）に示す項目

(4) 高等学校を入学年度の1月1日以降に退学（第2学年以上の退学を含む。）して出願する場合

当該志願者が退学した高等学校の校長は、志願者から提出された上記(1)のイの情報のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

① 調査書（過年度に提出されたもの）の写し

② 高等学校における学習と行動の記録（県の様式）

(3) 高等学校長による措置

志願に必要な情報を受理した高等学校長は、受検票を交付する。

5 志願区域外からの志願

(1) 志願資格

学校の特色に対して勉学意思を持つ者のうち、上記2(2)の志願区域外に保護者の住所がある者は、次のアからウのすべてを満たす場合に限り志願することができる。

ア 特別の理由があり、その理由を在学又は出身の中学校長等が適当であると認めた場合

（海外帰国生徒等で、保護者が引き続き海外に居住するため、県内に身元保証人が居住する場合を含む。）

イ 上記理由を志願先高等学校長が適当であると認めた場合

なお、中学校長は志願資格について、事前に志願先高等学校長に問い合わせをすること。

ウ 保護者とともに居住し、県外の自宅から通学できる者。または、県内に身元保証人（民法上の保証人とは異なる）を定め、身元保証人が生活全般を日常的に支援できる者。

(2) 志願許可手続

志願区域外から志願しようとする者は、事前に志願しようとする高等学校に問い合わせ、
「志願資格確認依頼書」（様式第5号）を中学校長等を通じて、原則として令和9年1月19日（火）までに提出し、志願先高等学校長の許可を得る。

(3) 出願時の添付書類等

志願区域外からの志願に際し、上記4の(1)及び(2)に示す書類等に、本人が県外の公立高等学校を併願しないことを証明する書面（以下「併願しないことの証明書」（県の様式）という）を添付する。

(4) 提出書類の特例

外国において、学校教育（日本人学校を除く。）における9年目の課程を、令和9年3月までに修了した者又は修了見込みの者が志願する場合は、上記4の(1)のイの規定に準ずることに加

え、次のとおりとするほか、志願先高等学校に問い合わせるその指示を受ける。

上記 4 の (2) のアの調査書に示す項目に係る情報は、成績を証明する書類及び出席状況を記録した書類をもって代えることができる。

なお、これらの書類は、英文のものでもよい。

(5) 受付期間の特例

県外の高等学校に出願している者（既に受検した者は除く。）が、保護者の転勤等の理由により志願区域内に保護者と共に転住することが、令和 9 年 2 月下旬以降に決まり、受付期間に出願することができなかった場合は、次の期間に志願の受付を認める。

令和 9 年 2 月 25 日（木）から令和 9 年 3 月 2 日（火）午後 2 時まで
（2 月 27 日（土）、2 月 28 日（日）を除く。）

なお、この場合の手続等については、志願先高等学校に問い合わせる、その指示を受ける。

第 3 志願変更

一般選抜における受付期間に出願した者は、受付締切り後において、学校、課程、学科及び併願した学科の志望順位を 1 回に限り変更することができる。（希望者を対象とする学校裁量枠についての希望の有無の変更及び一般選抜と特別選抜の間の変更を含む。）

1 志願変更の受付期間

志願変更の受付期間は、次のとおりとする。

令和 9 年 2 月 24 日（水）から令和 9 年 2 月 25 日（木）正午まで

2 志願変更の手続等

志願変更の手続きは、Web 出願システムを通じて行う。

(1) 同一高等学校内で志願変更をする場合

志願変更を希望する者（以下「志願変更者」という。）は、中学校長等を経由して志願先高等学校長に次の志願変更に必要な情報を提出する。

① 原則として、入学願書（様式第 1 号）に示す項目

② 実技検査等に関する事前調査項目（志願変更により必要となった場合）

(2) 異なる高等学校（県立高等学校及び静岡市以外の市立高等学校（以下「県立高等学校等」という。）を含む。）間で志願変更する場合

ア 志願変更者は、中学校長等を経由して旧志願先高等学校長に次の志願変更に必要な情報を提出する。

① 原則として、入学願書（様式第 1 号）に示す項目

② 入学検定料（下記 3 の (2) の場合のみ）

③ 実技検査等に関する事前調査項目（新志願先高等学校が提出を求めている場合）

イ 中学校長等は、新志願先高等学校長に次の情報を提出する。

調査書（県の様式）に示す項目

ウ 欠席等の状況について説明することを希望する者は、「第 2 志願方法 4 志願の手続等」の (1) のエに準じて、次の書類を提出する。

自己申告書（県の様式）

3 入学検定料

- (1) 静岡市立の高等学校間の志願変更の場合
新たに入学検定料を納入する必要はない。
- (2) 設置者の異なる公立高等学校間（静岡市立の高等学校と県立高等学校等との間）の志願変更の場合
 - ア 県立高等学校等から静岡市立の高等学校へ志願変更する場合
新たに所定の入学検定料をWeb出願システム上の案内に従って納入する。
 - イ 静岡市立の高等学校から県立高等学校等へ志願変更する場合
県の入学者選抜実施要領及び市立高等学校を設置する当該市の定めるところによる。

第4 一家転住等による志願変更の特例

1 志願変更の特例

次の2に掲げる(1)及び(2)の要件を満たす場合には、原則として同一課程、同一学科間に限り、志願先高等学校を変更することができる。

2 要 件

- (1) 県立高等学校等に出願している者で、保護者等の転勤等やむを得ない理由による転住に伴い、旧志願先高等学校への通学が著しく困難となったものと認められる場合
- (2) 旧志願先高等学校長と新志願先高等学校長が志願変更を認めた場合

3 受付期間

令和9年2月25日（木）から令和9年3月2日（火）午後2時まで
（2月27日（土）、2月28日（日）を除く。）

4 手 続

志願変更の手続は、Web出願システムを通じて行う。

志願変更を希望する者は、旧志願先高等学校長に問い合わせその指示を受ける。

第5 調査書

1 調査書の作成等

- (1) 県内の中学校卒業見込みの者の場合
調査書（県の様式）は、中学校長が作成する。
なお、この調査書は、当該中学校長を委員長とする調査書作成委員会等による審議を経るなど、記載内容について十分な信頼性、客観性及び的確性が確保されたものでなければならない。
- (2) 県外の中学校（日本人学校を含む。）卒業見込みの者の場合
提出する調査書の様式については、原則として静岡県定める様式により、中学校長が作成する。

2 そ の 他

- (1) 高等学校長は、調査書その他中学校長が提出した書類の記載内容について、中学校長の説明を求めることができる。
- (2) 調査書その他中学校長が提出した書類において、重要な事項と高等学校長が認めるものについて、記載が適切でなかったときは、合格発表後であっても再審査を行うことができる。

第6 学力検査

1 学力検査対象者

志願者全員

2 学力検査会場

志願先高等学校

3 学力検査の実施期日及び問題等

学力検査は令和9年3月3日（水）に実施し、静岡県と同一の日程及び問題により行うものとする。

第7 面接、学校独自選抜資料及び健康診断

1 面接

(1) 面接対象者

志願者全員

(2) 面接会場

志願先高等学校

(3) 面接実施期日

令和9年3月4日（木）

(4) 面接内容及び方法

面接は、調査書の記載事項と関連して、志願者の学習等への関心・意欲・態度及び校内外における活動状況、進路、趣味、特技等に関する質問に対して、口答により行う。

2 学校独自選抜資料（実技検査）

高等学校長が必要と認める学校においては、学校裁量枠において学校独自選抜資料（実技検査）を用いることができる。

(1) 対象者

希望者を対象とした学校独自選抜資料（実技検査）を用いた検査を実施する選抜段階を志願する者

(2) 実施会場

志願先高等学校

(3) 実施期日及び日程等

令和9年3月3日（水）、3月4日（木）のいずれかの日、又は両日において実施する。

日程の詳細については、実施校ごとに定め、志願状況に応じて、受付時刻等を変更する場合がある。

(4) 内容及び方法

学校独自選抜資料（実技検査）は、各実施校が定める選抜において重視する観点・審査項目及び調査書の記載事項と関連して、主として、音楽、保健体育等の分野の適性、技能・表現力、活動意欲をみるもので、実施校ごとに定める。

3 健康診断

健康診断は、志願先高等学校において特に必要と認めた場合に限り、市教育委員会の承認を得て実施することができる。

第8 追検査

1 実施する選抜資料

学力検査及び面接

2 受検資格

病気その他のやむを得ない理由により、学力検査、面接を受けることができなかった者。

なお、学校独自選抜資料（実技検査）の追検査は実施しない。

3 受検手続

追検査の手続は、Web出願システム上の案内を通じて行う。

追検査の受検を希望する者は、令和9年3月4日（木）午後3時までに追検査受検願（県の様式）を、中学校長等を経由して志願先高等学校長に提出し、その指示を受ける。

4 検査会場

志願先高等学校

5 実施期日

令和9年3月9日（火）

第9 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

選抜手順は、県の入学者選抜実施要領に定めるところによる。

3 傾斜配点

専門学科において、高等学校長が必要と認める場合には、共通枠の選抜に際し、調査書の学習の記録の評定又は学力検査の結果について、特定の教科に重きをおいた傾斜配点により、選抜のための資料を作成し、選抜を行うことができる。

なお、傾斜配点により、重きを置くことができる倍率は2倍までとする。

実施校、実施学科等については、次のとおりとする。

学校名	学科名	調査書の学習の記録	学力検査の結果				
			国語	社会	数学	理科	英語
静岡市立	科学探究	傾斜配点なし			1.5倍	1.5倍	1.5倍

4 第2志望の選抜

併願した第2志望の学科に関する選抜は、次のとおりとする。

学校名	併願できる学科数	学科の併願における選抜方法
静岡市立	第2志望まで	共通枠第1段階で扱う
清水桜が丘	第2志望まで	共通枠第3段階で扱う

第10 合格者の発表

1 発表期日

令和9年3月12日（金）正午以降

2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第6号）を交付する。

第11 一家転住等による入学変更の特例

1 入学変更の特例

次の2に掲げる(1)から(3)の要件を満たす場合には、原則として同一課程、同一学科間に限り、現に合格している高等学校から他の高等学校に入学を変更することができる。

2 要 件

- (1) 令和9年度入学者選抜において県立高等学校等に合格した者で、保護者等の転勤等やむを得ない理由による転住に伴い、現に合格している高等学校への通学が著しく困難となったものと認められる場合
- (2) 上記(1)の要件に、令和9年3月2日（火）午後2時以降該当した場合
- (3) 現に合格している高等学校の校長及び入学変更を希望する校長が入学変更を認めた場合

3 受付期間

令和9年3月15日（月）から令和9年3月24日（水）正午まで
（3月20日（土）、21日（日）、22日（月）を除く。）

4 手 続

入学変更を希望する者は、現に合格している高等学校長に問い合わせその指示を受ける。

Ⅱ 特別選抜

県の入学者選抜実施要領が規定する特別選抜のうち、海外帰国生徒選抜のみを、一般選抜に併せて実施する。

なお、この選抜に志願した場合には、一般選抜に志願することはできない。

第 1 実施校・学科及び募集定員

海外帰国生徒選抜の実施校・学科及び募集定員については、次のとおりとする。

実 施 校	学 科	募 集 定 員
静岡市立高等学校	普 通	若 干 名
静岡市立清水桜が丘高等学校	普 通	若 干 名

第 2 志願方法

1 志願資格

志願資格は、県の入学者選抜実施要領に定めるところによる。

2 志願することができる区域

原則として、その保護者の住所が静岡県内にあるものとする。

3 受付期間

志願の受付期間は、次のとおりとする。

令和9年2月16日（火）から令和9年2月18日（木）正午まで

4 志願の手続等

「Ⅰ 一般選抜 第2 志願方法 4 志願の手続等」に準じる。

5 志願区域外からの志願

「Ⅰ 一般選抜 第2 志願方法 5 志願区域外からの志願」に準じる。

第3 志願変更

「Ⅰ 一般選抜 第3 志願変更」に準じる。

第4 一家転住等による志願変更の特例

「Ⅰ 一般選抜 第4 一家転住等による志願変更の特例」に準じる。

第5 調査書

「Ⅰ 一般選抜 第5 調査書」に準じる。

第6 学力検査

「Ⅰ 一般選抜 第6 学力検査」に準じる。

第7 面接及び健康診断

「Ⅰ 一般選抜 第7 面接、学校独自選抜資料及び健康診断」に準じる。

第8 追検査

「Ⅰ 一般選抜 第8 追検査」に準じる。

第9 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

選抜手順は、県の入学者選抜実施要領に定めるところによる。

第10 合格者の発表

1 発表期日

令和9年3月12日（金）正午以降

2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第6号）を交付する。

第11 一家転住等による入学変更の特例

「Ⅰ 一般選抜 第11 一家転住等による入学変更の特例」に準じる。

第12 その他

上記以外の事項については、「Ⅰ 一般選抜」の各項の規定による。

Ⅲ 再募集

一般選抜及び特別選抜の結果、合格者数が募集定員に満たない場合には、再募集を実施する。

第1 実施校・学科及び募集定員

再募集を実施する学校・学科及び募集定員は、令和9年3月12日（金）午後4時以降に発表する。

第2 志願方法

1 志願資格

志願者は、「Ⅰ 一般選抜 第2 志願方法 1 志願資格」に該当する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

(1) 県内公立高等学校の一般選抜、特別選抜に志願した場合

県内公立高等学校に合格しなかった者（病気、負傷等により、受検できなかった者も含む。）

(2) 県内公立高等学校の一般選抜、特別選抜のいずれにも志願しなかった場合

県内外の国公立高等学校のいずれにも合格者となっていない者

ただし、県外の中学校卒業見込みの者又は中学校卒業者は、「Ⅰ 一般選抜 第2 志願方法 5 志願区域外からの志願」の(1)に該当する者に限る。

2 志願することができる学校・学科及び区域

(1) 志願することができる学校・学科

志願者は、再募集を実施する学校・学科のうち、1学校の1学科についてのみ志願することができる。ただし、再募集を実施する学科が2以上ある学校に志願する場合は、志望順位を付して、学科を併願することができる。

併願することができる学校及び学科の数は、次のとおりとする。

学校名	併願できる学科数
静岡市立	第2志望まで
清水桜が丘	第2志望まで

(2) 志願区域

原則として、その保護者の住所が静岡県内にあるものとする。

3 受付期間

志願の受付期間は、次のとおりとする。

令和9年3月16日（火）から令和9年3月17日（水）午後2時まで

4 志願の手続等

志願の手続は、Web出願システムを通じて行う。

次の(1)、(2)以外については、一般選抜の志願の手続等に準じる。

(1) 志願者は、原則として入学願書（再募集（様式第3号））に示す項目に係る情報を提出する。

(2) 中学校長等は、再募集志願資格証明書（県の様式）を提出する。

5 志願区域外からの志願

「Ⅰ 一般選抜 第2 志願方法 5 志願区域外からの志願」に準じる。

第3 面接、作文及び小論文等

1 対象者等

志願者全員を対象に、面接を実施するとともに、作文又は小論文のうち一方を実施校が選択して用いる。（付属資料2参照）

なお、健康診断については、志願先高等学校において特に必要と認めた場合に限り、市教育委員会の承認を得て実施することができる。

2 実施会場

志願先高等学校

3 実施期日及び内容等

実施期日は令和9年3月23日（火）とし、内容等については県の入学者選抜実施要領に定めるところによる。

第4 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

選抜手順については、県の入学者選抜実施要領に定めるところによる。

第5 合格者の発表

1 発表期日

令和9年3月25日（木）正午以降

2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第6号）を交付する。

第6 そ の 他

上記以外の事項については、「Ⅰ 一般選抜」の各項の規定による。

Ⅳ その他

第1 障害等のある志願者に対する配慮

一般選抜及び特別選抜を受検する際、障害等のあることで、特別の配慮を希望する志願者は、「受検上の配慮願」（県の様式）を、中学校長等を経由して志願先高等学校長に提出する。提出に当たっては、中学校長等が配慮の必要性を判断し、配慮内容の妥当性について記載した資料（診断書等及び中学校等での学習・生活の様子等についての説明書（様式任意））を添付する。

提出の期限は、一般選抜及び特別選抜においては令和9年2月10日（水）までとする。ただし、提出期限以降に生じた病気、負傷等により配慮が必要となった場合には、速やかに志願先高等学校長に中学校長等を通して願い出て、指示を受ける。

なお、実施については、志願先高等学校長が教育総務課と協議の上決定し、令和9年2月19日（金）までに、中学校長等を経由して「受検上の配慮通知」（県の様式）により通知する。

また、再募集において特別の配慮を希望する場合は、志願することが決まり次第速やかに、志願先高等学校長に中学校長等を通して願い出る。その実施については、志願先高等学校長が教育総務課と協議の上決定し、中学校長等を経由して通知する。

第2 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置については、県の入学者選抜実施要領に定めるところによる。

第3 入学者選抜に係る情報の提供及び開示

学力検査の結果、面接の結果等については、受検者本人からの請求に応じて、これを提供する。
なお、具体的な提供内容、方法、期日及び手続等については、「静岡市立の高等学校における入学者選抜資料の開示等に関する事務取扱要綱」に定めるところによる。（付属資料3参照）

第4 その他

その他、必要な事項については、追って示す。

第5 照会先

本実施要領に関連する事項について、不明な点があった場合は、次の各課に照会すること。

- ・ 静岡市教育委員会教育局教育総務課（管理係）
（郵便番号 424-8701 静岡市清水区旭町 6－8 電話番号 054-354-2503）
- ・ 静岡市教育委員会教育局学校教育課（教育課程係）
（郵便番号 424-8701 静岡市清水区旭町 6－8 電話番号 054-354-2519）

入 学 願 書

年 月 日

(宛先) 静岡市立

学校長

私は貴校に入学したいので次のとおり志願します。

受付 番号	※			選抜の 種 類		※1
志望 学科	第1志望	第2志望	学校裁量枠 (希望者)	部活動名	ポジション等	※2
志 願 者	(ふりがな) 氏 名					
	生年月日	年 月 日生				
	現 住 所					
	入学後の 予定住所					
保 護 者	(ふりがな) 氏 名				志願者との 続 柄	
	現 住 所					
連絡先電話番号						
志 願 者 の 学 歴 及 び 職 歴	学 校 名		年 月 日		入 学 卒 業 そ の 他	
	小学校第 6 学年				卒業	
	中学校第 1 学年				入学	
	中学校第 3 学年				卒業見込・卒業	

(注)

- 「受付番号」(※)の欄は記入しないでください。
- 「選抜の種類」の欄には、一般選抜の場合は「一般」、海外帰国生徒選抜の場合は「海外」と記入してください。
- 「※1」、「※2」の欄は、各高等学校の指示がある場合のみ記入してください。
- 「志望学科」の欄には、学科名を記入してください。第2志望がない場合には、「第2志望」の欄に斜線を引いてください。
- 「学校裁量枠」の欄は、学校裁量枠の希望者を対象とする選抜段階「Ⅰ」に志願する場合のみ記入し、希望者を対象とする選抜段階を志願しない場合は斜線を引いてください。このとき、「部活動名」の欄は、審査項目における種目名を必ず記入し、「ポジション等」の欄は、ポジション、専門種目、楽器名等がある場合のみ記入してください。
- 「志願者 入学後の予定住所」の欄は、現住所と異なる場合のみ記入してください。
- 「保護者 現住所」の欄は、志願者の現住所と異なる場合のみ記入してください。
- 「連絡先電話番号」の欄は、志願者又は保護者の連絡先電話番号を記入してください。
- 中学校第1学年入学以降に転入学又は編入学をした者は、「志願者の学歴及び職歴」の欄の第4行以降に必要な事項を記入してください。

入学者選抜実施当日の携行品

受検票、鉛筆、消しゴム、三角定規(分度器機能のあるものを除く。)、コンパス、上履き、昼食。

その他、実施校、学科等において指定された物。

筆箱、鉛筆削り、時計(計算機能、辞書機能、通信機能等のあるものを除く。)は持参してもよい。

会場での貸借は許されないもので、忘れないようにすること。

携帯電話の持参は認めない。また、その他、学力検査等の解答に利用できると考えられるものの持参は認めない。

注意

1 受付開始 10 分前までに会場に到着するようにし、万一遅刻したときは、会場係員に連絡すること。

2 受検票を忘れたときは、受付に連絡して指示を受けること。

3 急に病気になるったり、交通事故等で会場へ行けなくなったりしたときは、会場高等学校に電話等で連絡し、指示を受けること。

4 受検票は折らないようにすること。

連絡先

静岡市立高等学校
054-245-0417

静岡市立清水桜が丘高等学校
054-353-5388

入学者選抜

令和 9 年度
静岡市立の高等学校

受検票 (表)

受検番号

※

氏名

志望課程

全日制

志望学科

志願する希望者
対象の選抜段階

志願先高等学校

校長印

注意

1 ※以外は志願者が記入する。

2 志望学科は、第 1 志望のみ記入する。

3 志願する希望者対象の選抜段階は、希望者を対象とする学校裁量枠の選抜段階を志願する者のみ、その段階番号 (Ⅰ、Ⅱ) を「 」内に記入する。志願しない場合には (\) のように斜線を引く。

学力検査・面接日程 (裏)

1 全日制の課程

3月3日(水)	3月4日(木)
8:30 受付開始	8:30 受付開始
8:40 注意伝達	8:40 注意伝達
8:50 検査室へ入室	8:50 控室へ入室
解答上の注意	9:00 面接等
9:05～ 9:55 国語	
10:10～11:00 数学	
11:15～12:05 英語	
12:55～13:45 社会	
14:00～14:50 理科	
15:00～面接・記等	

※「面接カード記入」は、面接カードを使用する学校のものとす。

※「実施校」の日程は実施校が定める。

入 学 願 書

(再募集)

年 月 日

(宛先) 静岡市立

学校長

私は貴校に入学したいので次のとおり志願します。

受付 番号	※		志望学科	第1志望	第2志望
志 願 者	(ふりがな) 氏 名				
	生年月日	年 月 日生			
	現 住 所				
	入学後の 予定住所				
保 護 者	(ふりがな) 氏 名			志願者との 続 柄	
	現 住 所				
連絡先電話番号					
志 願 者 の 学 歴 及 び 職 歴	学 校 名		年 月 日	入 学 卒 業 そ の 他	
	小学校第6学年			卒業	
	中学校第1学年			入学	
	中学校第3学年			卒業見込み・卒業	

- (注) 1 「受付番号」(※)の欄は記入しないでください。
 2 「志望学科」の欄には、学科名を記入してください。第2志望がない場合には、「第2志望」の欄に斜線を引いてください。
 3 「志願者 入学後の予定住所」の欄は、現住所と異なる場合のみ記入してください。
 4 「保護者 現住所」の欄は、志願者の現住所と異なる場合のみ記入してください。
 5 「連絡先電話番号」の欄は、志願者又は保護者の連絡先電話番号を記入してください。
 6 中学校第1学年入学以降に転入学又は編入学をした者は、「志願者の学歴及び職歴」の欄の第4行以降に必要事項を記入してください。

再募集実施当日の携行品

受検票、鉛筆、消しゴム、上履き。

筆箱、鉛筆削り、時計（計算機能、辞書機能、通信機能等のあるものを除く。）は持参してもよい。会場での貸借は許されないの
で、忘れないようにすること。

携帯電話の持参は認めない。また、その他、作文等の解答に利用できると考えられるものの持参は認めない。

注意

1 受付 10 分前までに会場に着するようにし、万一遅刻したときは、会場係員に連絡すること。

2 受検票を忘れたときは、受付に連絡して指示を受けること。

3 急に病気になるったり、交通事故等で会場へ行けなくなったりしたときは、会場高等学校に電話等で連絡し、指示を受けること。

4 受検票は折らないようにすること。

連絡先

静岡市立高等学校
054-245-0417

静岡市立清水桜が丘高等学校
054-353-5388

受 検 票

令和 9 年度
静岡市立の高等学校
(再募集)

受検番号 ※

氏名

志望課程 全日制

志望学科

志願先高等学校

校長印

注意

1 ※以外は志願者が記入する。

2 志望学科は、第 1 志望のみ記入する。

日 程

3月23日(火)

8:30 受付開始
8:40 注意伝達
9:00～9:50 作文又は小論文
作文又は小論文終了後
面接上の注意、面接カード記入及び面接

「面接カード記入」は、面接カードを使用する学校のみとする。

- 16 -

志 願 資 格 確 認 依 頼 書

令和 年 月 日

(宛先) 静岡市立

学校長 様

立

中学校長

印

志願者氏名

保護者氏名

印

(氏名を自署する場合は、押印不要です。)

下記のとおり志願したいので、志願資格の確認をお願いします。

記

1 志願理由

2 住所、電話番号

3 志願資格

() 保護者とともに居住し、県外の自宅から通学できる。

() 県内に身元保証人(民法上の保証人と異なる。)を定め、身元保証人が生活全般を日常的に支援できる。

※高等学校から、「身元保証人を紹介する」と事前に説明を受けていて、本依頼書提出時に身元保証人が未定の場合には、下記(1)に「高等学校から紹介を受ける」と記載する。

(1) 身元保証人の氏名 (志願者との関係)

()

(2) 身元保証人の住所、電話番号

.....切取線(切り取らないで提出する。).....

志 願 資 格 確 認 証 明 書

令和 年 月 日

静岡市立

学校長 印

() 下記の者について、本校への志願資格があることを証明します。

() 下記の者について、本校への志願資格はありません。

※なお、本校に出願する際は、本校以外の公立高等学校へは出願できません。

記

1 中学校名

立

中学校

2 氏 名

(注) 本用紙のうち「志願資格確認依頼書」は、志願者が作成し、中学校長を経由して志願しようとする高等学校の校長に提出する

合 格 通 知 書

令和 年 月 日

立 中学校

受検番号 ()

氏 名 様

静岡市立

学校長



あなたは、令和 年度静岡市立の高等学校入学者選抜において
本校全日制の課程 科に合格したので通知します。

- (注) 1 本用紙は、高等学校長が作成する。
- 2 希望者を対象とする学校裁量枠を設けた高等学校においては、希望者のうち、学校裁量枠で合格した者には、「合格（希望者対象の学校裁量枠）したので」と記入する。
- 3 高等学校に通知をする場合、中学校名は記さない。

付属資料 1 学校裁量枠において重視する観点及び選抜方法の概要等

※今後、募集定員に変更があった高等学校においては、選抜割合を変更する場合があります。

学校名	科名	段階	選抜において重視する観点	選抜割合	選抜対象	選抜方法の概要	選抜資料						参考資料
			審査項目				調査書	学力検査	面接	学校独自選抜資料			事前調査票
										作文	実技検査	その他	
静岡市立	普通	Ⅰ	体育的活動	10%程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計及び学力検査の結果が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○		○		
			野球（男）、テニス、陸上競技、剣道、バスケットボール(男)、サッカー(男)、体操における実績、適性、活動意欲										
	科学探究	Ⅰ	学科への適性	10%程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計及び学力検査の結果が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録・特記事項及び作文の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○			
			中学校における科学的・数学的な活動実績（課題研究等）及び科学的・数学的な見方に対する関心、活動意欲										
静岡市立清水桜が丘	普通	Ⅰ	体育的活動	15%程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		○		
			野球（男）、サッカー（男）、陸上競技、ハンドボール、バレーボールにおける実績、適性、活動意欲										
		Ⅱ	中学校における学習	30%程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○				
			9教科の学習成績										
	商業	Ⅰ	体育的活動	35%程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		○		
			野球（男）、サッカー（男）、陸上競技、ハンドボール、バレーボールにおける実績、適性、活動意欲										
		Ⅱ	中学校における学習	15%程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○				
			9教科の学習成績										

付属資料 2 再募集における作文又は小論文の実施

学校名	作文	小論文
静岡市立		○
静岡市立清水桜が丘	○	

付属資料 3

静岡市立の高等学校における入学者選抜資料の開示等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育長が実施する静岡市立の高等学校の入学者選抜（以下「入学者選抜」という。）の公平性及び客観性を確保し、入学者選抜を受けた者（以下「受検者」という。）の入学者選抜への理解を深めることを目的として行う受検者本人の入学者選抜に係る資料（以下「資料」という。）の開示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(請求者)

第2条 資料の開示を請求することができる者（以下「請求者」という。）は、当該資料に係る受検者とする。

(開示の対象とする資料)

第3条 開示の対象とする資料は、一般選抜又は特別選抜の受検者に対しては、面接、学力検査、作文及び学校独自選抜資料とし、再募集の受検者に対しては、面接、作文又は小論文の結果とする。

(請求の方法)

第4条 資料の開示の請求は、入学者選抜資料開示請求書（様式第1号）を入学者選抜を受けた高等学校の学校長（以下「学校長」という。）に提出して行わなければならない。

2 前項の請求は、当該入学者選抜が行われた年の4月1日から4月30日までの日（次に掲げる日を除く。）の午前9時から午後4時までに行わなければならない。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(本人確認の方法)

第5条 学校長は、前条第1項の請求があったときは、請求者本人であることを示す書類等の提示を求め、請求者が本人であることを確認するものとする。

(開示の方法)

第6条 学校長は、前条の規定による確認後、資料を開示するものとし、その方法は、資料の閲覧又はその写しの交付によるものとする。

2 開示する資料は、次のとおりとする。

(1) 一般選抜又は特別選抜に関する資料の開示の請求があった場合 入学者選抜個人別得点等一覧表（一般選抜・特別選抜）（様式第2号）

(2) 再募集に関する資料の開示の請求があった場合 入学者選抜個人別評定一覧表（再募集）（様式第3号）

3 資料の開示に要する費用は、無料とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月24日から施行する。

付属資料 4

令和 9 年度静岡市立の高等学校入学者選抜関係日程

2 月			3 月		
1	月		1	月	
2	火		2	火	一家転住等による志願変更受付締切り (午後 2 時まで)
3	水		3	水	一般選抜学力検査・(学校独自選抜資料)
4	木		4	木	一般選抜面接・(学校独自選抜資料) 追検査受検願締切り (午後 3 時まで)
5	金		5	金	
6	土		6	土	
7	日		7	日	
8	月		8	月	
9	火		9	火	追検査
10	水		10	水	
11	木	建国記念の日	11	木	
12	金		12	金	一般選抜等合格者発表 (正午以降) 再募集実施校・募集定員発表
13	土		13	土	
14	日		14	日	
15	月		15	月	
16	火	一般選抜願書受付開始	16	火	再募集願書受付開始
17	水	一般選抜願書受付	17	水	再募集願書受付締切り (午後 2 時まで)
18	木	一般選抜願書受付締切り (正午まで)	18	木	
19	金		19	金	
20	土		20	土	
21	日		21	日	春分の日
22	月		22	月	振替休日
23	火	天皇誕生日	23	火	再募集面接等
24	水	志願変更受付開始	24	水	
25	木	志願変更受付締切り (正午まで) 一家転住等による志願変更受付開始	25	木	再募集合格者発表 (正午以降)
26	金		26	金	
27	土		27	土	
28	日		28	日	
			29	月	
			30	火	
			31	水	

※ 特別選抜（海外帰国生徒選抜）の願書受付、選抜等は一般選抜と同じ日程で実施する。

令和9年度
静岡市立の高等学校
入学者選抜実施要領

令和8年9月発行

編集・発行 静岡市教育委員会教育局教育総務課
〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号
電話番号 054-354-2503